新潟市立児童発達支援センターこころん保育所等訪問支援

○保育所等訪問支援とは

お子さんが所属している施設を支援員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います

児童福祉法に位置づけられた事業です

○対象となる訪問先

新潟市内に居住しているお子さんが所属し集団生活をしている施設です (保育園・幼稚園・認定こども園、学校、児童養護施設や放課後児童クラブ等)

○サービスを利用するには

通所受給者証を所持し、保育所等訪問支援の給付決定を受けることが必要です

○利用料

国の基準による費用の1割負担で、家庭の収入に応じた負担上限額があります幼児教育・保育料の無償化対象児の場合は、利用者負担はありません

○支援内容

- ◆「個別支援計画」を作成し、月2回程度所属先に訪問して支援を行います
- ◆お子さんに直接関わり支援を行った後、所属先職員とカンファレンスを行います(1回の訪問時間は2時間程度)
- ◆訪問後に「訪問支援報告書」を作成し保護者にメール等で伝えます
- ◆その他家族支援として、家庭訪問や来所面談にて、ご家族の相談に応じます また、保護者講座を開催したり、保護者同士のつながりの場を提供します

○利用の流れ(保護者は**□** を行います)



受給者証がない方



受給者証がある方



【相談】

各区健康福祉課障がい福祉係に相談し 相談支援事業所を決めます



相談支援事業所に保育所等訪問支援を 利用したい旨を伝えます



<聞き取り・アセスメント>

相談支援専門員がお子さんや保護者の思いを聞き取り

所属先でのお子さんの様子を見学、アセスメントした上でサービス等利用計画案を作成



【こころんに申請・面談】

こころんに電話し、申請の説明を受け、面談日を決めます

(HPから利用申請書とニーズ調査票をダウンロードし、記入したものを、面談日に持参します)





<見学訪問>

こころんが所属先での集団参加の様子を見学し、アセスメントした上で個別支援計画を作成



<支給決定・受給者証の交付>

※すでに受給者証をお持ちの方も、【保育所等訪問支援】の支給決定をされた 受給者証が交付されます





【こころんと契約】

こころんと「保育所等訪問支援の利用契約」を結びます



【個別支援会議】

個別支援計画の説明をこころんから受けます

個別支援計画はお子さんに関する保護者からの情報や所属先での様子を基に作成し、 所属先と保護者に対して具体的に説明、提案します



サービス利用開始

新潟市立児童発達支援センターこころん 保育所等訪問支援

〒950-0986

新潟市中央区神道寺南2丁目4-27

話:025-247-6531 F A X: 025-247-6541

E-mail:

jido.hs@city.niigata.lg.jp

ご不明な点がありましたら、 こころんに

ご連絡くださいね♪



新潟市子育て応援キャラクター ほのわちゃん